

# 公共工事前払金保証統計の 見方について

令和7年11月



東日本建設業保証株式会社

# ～目次～

1. 前払金保証とは (P.2~3)
2. 公共工事前払金保証統計とは (P.4~6)
3. 前払金保証統計に含まれる公共工事の範囲 (P.7)
4. 前払金保証統計の内容 (P.8~12)
5. 公共工事関連統計との比較 (P.13~14)

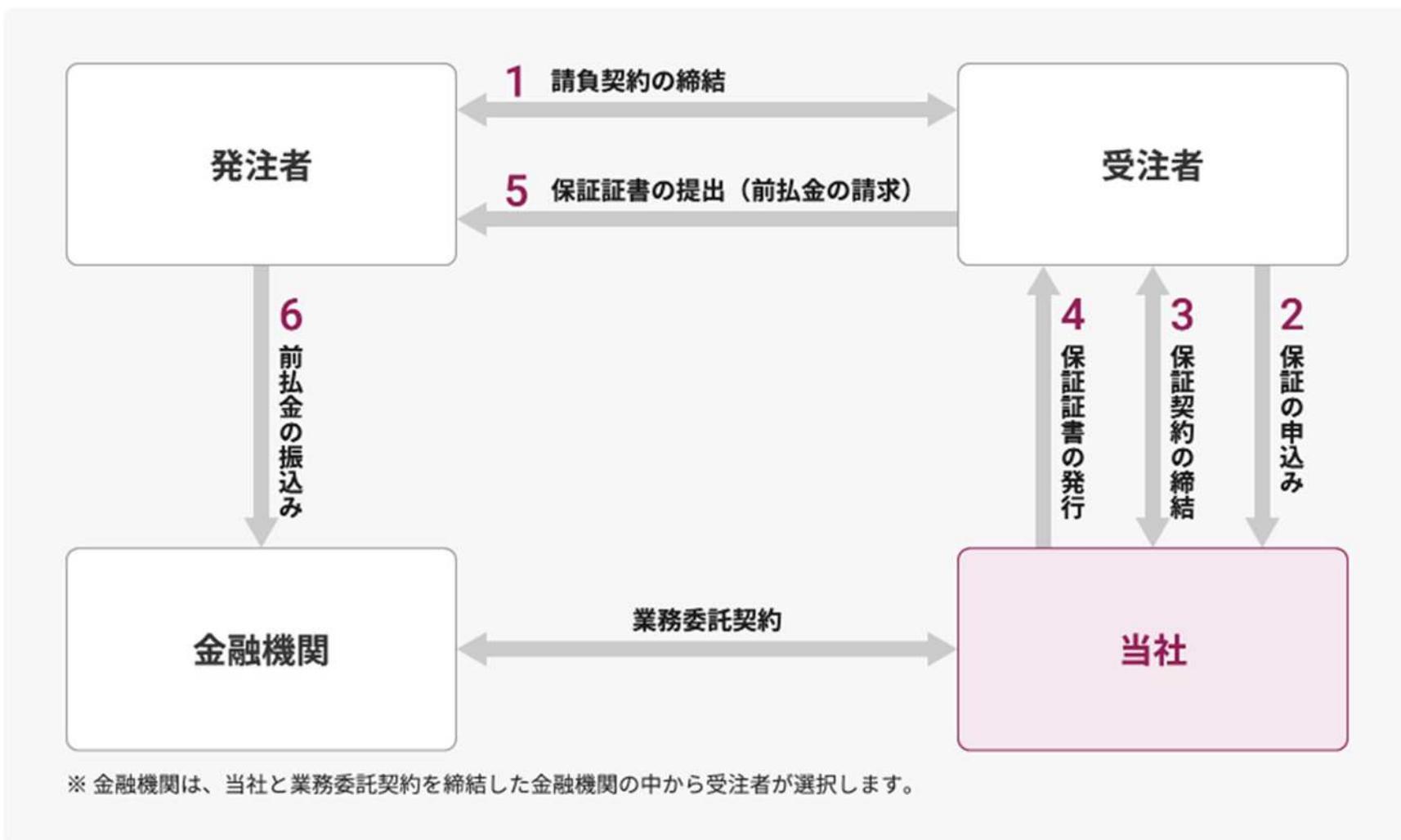
# 1. 前払金保証とは

- 建設企業が公共工事の発注者から請負代金の一部(通常、請負金額の40%以内)を、着工資金として受け取るために必要な保証
- 工事を受注した建設企業が当該工事の続行が不能となった場合に、発注者が支出した前払金が損失にならないよう保証するもの。

## (1) 前払金のメリット

発注者	建設企業
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 部分払の際の工事出来高検査など事務手続きが軽減される。</li><li>・ 工事の着工、施工に必要な資金を前払いすることにより、円滑な施工、的確な工事の完成が期待できる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 低廉な保証料で着工資金が貯まる。</li><li>・ 銀行から借り入れするときのように保証人を立てたり、担保を設定したりするなどの手続は不要</li></ul>

## (2) 前払金保証の流れ



※ 金融機関は、当社と業務委託契約を締結した金融機関の中から受注者が選択します。

## 2. 公共工事前払金保証統計とは

- 公共工事前払金保証統計(以下「前払金保証統計」という。)は、前払金保証実績から、公共工事の発注動向を把握するために、東日本建設業保証(株)、北海道建設業信用保証(株)、西日本建設業保証(株)の3保証会社合同で毎月作成しているもの。
- 各保証会社の業務統計からの集計につき、推計的要素は一切含まない悉皆調査である。(R6年度約21万件)

## (1) 前払金保証統計の特性

### ① 全数統計

各保証会社の保証契約データの積み上げによる集計であり、推計的要素は一切含まない悉皆調査である。

### ② 速報性に優れている

毎月中旬には、前月までのデータを公表している。

### ③ 統計の遡及改定がない

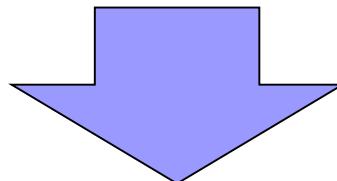
一度公表された統計値が後から修正されることはないことから、安定したデータとして利用できる。

## (2) 前払金保証統計の利用先(官公庁)

- ・財務省…「全国財務局管内経済情勢報告概要」
  - ・内閣府…「月例経済報告」、「四半期別GDP速報」
  - ・日本銀行…「地域経済報告(さくらレポート)」
- 等々…

### 3. 前払金保証統計に含まれる公共工事の範囲

- 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法184号)  
第2条1項で定められている。  
(別紙1参照)



- ① 国、都道府県、市区町村、その他の公共団体の発注する土木建築に関する工事(設計、調査、機械類の製造を含む)及び測量
- ② 国土交通大臣の指定するもの(別紙2参照)

## 4. 前払金保証統計の内容

- ・当月の動向

全国と地域別の請負金額を増減率と金額で表示したもの。

- ・表1～表4

発注者別、工事場所別、工事種類別、時系列で集計したもの。

- ・公共工事前払金保証統計の読み方

集計方法、特性、留意点等を表示したもの。

## (1) 表1 発注者別保証実績表

国	中央省庁(出先機関を含む)、国会、裁判所等
独立行政法人等	独立行政法人、国が出資している法人 (高速道路会社のNEXCO等の特殊法人、国立大学法人等を含む)
都道府県	都道府県(水道・交通等の公営企業部局を含む)
市区町村	市区町村(水道・交通等の公営企業部局を含む)
地方公社	地方公共団体が出資等を行って設立した法人で、その名称に「公社」の文字が用いられているもの
その他	その他の公共団体及び、国又は地方公共団体から補助金の交付等を受けている公益法人、地方独立行政法人等 (事務組合、土地区画整理組合、社会福祉法人、公益・一般財団法人、公立大学等、また「第三セクター」を含む)

## (2) 表2 工事場所別保証実績表

- 保証実績を工事場所別(ブロック別、都道府県別)に集計したもの。
  - ・北海道
  - ・東北(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)
  - ・関東(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川)
  - ・北陸(新潟、富山、石川、福井)
  - ・中部(山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重)
  - ・近畿(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)
  - ・中国(鳥取、島根、岡山、広島、山口)
  - ・四国(徳島、香川、愛媛、高知)
  - ・九州(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)
  - ・その他(外国(ODA関連))

### (3) 表3 工事場所別・発注者別保証実績表

- 工事場所別と発注者別の保証実績をクロス集計したもの。
- 管内の公共工事の動向を把握するのに最も適している。

#### (4) 表4 地区別保証実績表(時系列)

- 地区別の実績を年度別、四半期別、月別に時系列で並べたもの。

# 5. 公共工事関連統計との比較

## (1) 公共事業関係費予算の予算区分(概略)による比較表

調査費	用地費 及び 補償費	事務費	測量設計費	工事費			附帯工事費	営繕費	宿舎費	船及び 機械器具費
				請負費		諸資材費				
				公共工事請負金額(3保証会社)						
				建設工事受注動態統計(国土交通省) 【公共機関からの受注工事】						
				政府建設投資(国土交通省)						
				公的固定資本形成(内閣府)						
	公共事業関係費									

- 建設総合統計は、建設工事受注動態統計と建築着工統計調査の調査結果を用いて作成した加工統計であり、統計のもれ補正及び各統計の概念に入っていない経費(事務費、測量・機械器具費等)を勘案した額とされている。

## (2) 公共工事関連統計の特徴

	前払金保証統計	建設工事受注動態統計	建設総合統計	四半期別GDP速報の 公的固定資本形成
集計ベース	請負金額		出来高	
特徴	当年度の予算の執行状況を推測できる		当年度の建設活動への投資状況を推測できる	
発表機関	東日本建設業保証(株)等 3保証会社合同	国土交通省	国土交通省	内閣府
発表周期	毎月。翌月の15日前後に発表	毎月。翌月末に速報、 翌々月10日前後に確報を発表	毎月。翌々月の15日前後に発表	四半期毎。翌々月の15日前後に1次速報、その翌月10日前後に2次速報を発表
調査対象	保証契約が締結されたもの全て (悉皆調査)	完成工事高規模に応じて抽出 した約1万2千業者	建設工事受注動態統計調査対象 業者+建築工事業者	主に建設総合統計対象業者
集計方法	調査対象となったもの全てを加工 せず集計	調査実施の前々年度末における建 設業許可業者数(約46万業者)に 復元	建設工事受注動態統計と、建築着 工統計調査を加工して作成	建設総合統計と、前払金保証統計 を加工して作成
留意点	① 継続工事等年度区分工事(債務負担行為工事)は、前払金に 対応する当該年度請負金額相当額を計上 ② 保証契約締結日で集計しているので、請負契約締結日との 間にはタイムラグがある。 ③ 設計・調査・測量の取扱が含まれる。 ④ 前払金のないもの、前払金を 請求しなかったものは含まれない。	① 継続工事等年度区分工事(債務負担行為工事)も、工事全体 の請負金額を計上 ② 請負契約締結日で集計 ③ 設計・調査・測量の取扱は含まれない。 ④ 前払金保証統計に含まれる、 特殊会社(東京地下鉄(株)、NT T等)、公益法人、第三セクター 等の発注工事は民間扱いとな る。	① 加工統計につき、各統計その ものの値とは一致せず、漏れ 補正及び各統計の概念に入っ ていない経費等(例えば発注者 経費)を勘案している。 ② 着工ベース又は受注ベースか ら出来高ベースへの換算は、 工事種類によりあらかじめ決め られた進捗率に基づき行なわ れるので、実際の工事の進捗 状況とは必ずしも一致しない。	1次速報では建設総合統計の 3か月目の値が得られないで、 1・2か月目の前年度比や、前払 金保証統計の実数值を基に推計して いる。

## ○ 公共工事の前払金保証事業に関する法律

〔昭和 27 年 6 月 12 日  
法律 第 184 号〕

沿革 昭和 29 年 5 月 15 日法律第 98 号(第 1 次改正) 平成 14 年 5 月 29 日法律第 45 号(第 12 次改正)  
昭和 31 年 4 月 19 日法律第 76 号(第 2 次改正) 平成 14 年 7 月 3 日法律第 79 号(第 13 次改正)  
昭和 34 年 4 月 6 日法律第 105 号(第 3 次改正) 平成 16 年 6 月 2 日法律第 76 号(第 14 次改正)  
昭和 35 年 7 月 25 日法律第 126 号(第 4 次改正) 平成 17 年 7 月 26 日法律第 87 号(第 15 次改正)  
昭和 37 年 3 月 29 日法律第 38 号(第 5 次改正) 平成 19 年 3 月 30 日法律第 6 号(第 16 次改正)  
昭和 40 年 3 月 31 日法律第 36 号(第 6 次改正) 平成 26 年 6 月 27 日法律第 91 号(第 17 次改正)  
昭和 59 年 8 月 10 日法律第 71 号(第 7 次改正) 令和 元年 12 月 11 日法律第 71 号(第 18 次改正)  
昭和 59 年 12 月 25 日法律第 87 号(第 8 次改正) 令和 2 年 3 月 31 日法律第 8 号(第 19 次改正)  
昭和 61 年 12 月 4 日法律第 93 号(第 9 次改正) 令和 3 年 5 月 19 日法律第 37 号(第 20 次改正)  
平成 5 年 11 月 12 日法律第 89 号(第 10 次改正) 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号(第 21 次改正)  
平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号(第 11 次改正)

### 目 次

- 第 1 章 総 則 (第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 登 錄 (第 3 条—第 11 条)
- 第 3 章 前払金保証事業 (第 12 条—第 20 条)
- 第 4 章 監 督 (第 21 条—第 24 条)
- 第 5 章 雜 則 (第 25 条—第 28 条)
- 第 6 章 罰 則 (第 29 条—第 34 条)

### 附 則

#### 第 1 章 総 則

(この法律の目的)

**第 1 条** この法律は、公共工事に関する前金払の適正且つ円滑な実施を確保するため、前払金保証事業の登録及びその事業の運営の準則を定めることにより、前払金保証事業の健全な発達を図り、もつて公共工事の適正な施工に寄与することを目的とする。

(定 義)

**第 2 条** この法律において「公共工事」とは、国又は地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。以下この項において同じ。）又は測量（土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であつて、政令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）をいい、資源の開発等についての重要な土木建築に関する工事又は測量であつて、国土交通大臣の指定するものを含むものとする。

2 この法律において「前払金の保証」とは、公共工事に関してその発注者が前金払をする場合において、請負者から保証料を受け取り、当該請負者が債務を履行しないために発注者がその公共工事の請負契約を解除したときに、前金払をした額（出来形払をしたときは、その金額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した額（前金払をした額に出来形払をした額を加えた場合においては、前金払をした額を限度とする。以下「保証金」という。）の支払を当該請負者に代つて引き受けることをいう。

3 この法律において「前払金保証事業」とは、前払金の保証（これに関連して行なう第 13 条の 2 第 1 項の規定による支払を含む。）をすることを目的とする事業をいう。

## 別紙2

### ○ 法律第2条の規定に基づき国土交通大臣の指定する公共工事

〔昭和39年5月9日  
建設省告示第1333号〕

〔昭和27年7月30日建設省告示第1084号（公共工事の前払金保証事業に関する法律により土木建築に関する公共工事指定）を全文改正〕

〔昭和37年6月22日建設省告示第1471号（公共工事の前払金保証事業に関する法律により土木建築に関する公共工事指定）を全文改正〕

沿革	昭和41年6月28日建設省告示第2076号	(第1次改正)
	昭和44年4月14日建設省告示第1415号	(第2次改正)
	昭和46年12月14日建設省告示第1988号	(第3次改正)
	昭和55年12月27日建設省告示第2021号	(第4次改正)
	平成9年3月26日建設省告示第921号	(第5次改正)
	平成10年10月1日建設省告示第1767号	(第6次改正)
	平成10年10月22日建設省告示第1850号	(第7次改正)
	平成12年8月15日建設省告示第1779号	(第8次改正)
	平成16年7月8日国土交通省告示第795号(第9次改正)	
	平成18年9月25日国土交通省告示第1125号(第10次改正)	
	平成19年10月10日国土交通省告示第1312号(第11次改正)	

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項の規定により、次に掲げる工事及び測量を公共工事として指定する。

- 1 電気事業、ガス事業、郵便事業又は放送事業の設備拡充に関する工事及び測量
- 2 電信電話工事及びこれに関する測量
- 3 鉄道軌道工事及びこれに関する測量
- 4 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の校舎その他の教育施設、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に規定する私立図書館の施設又は博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する私立博物館の施設に関する工事及び測量
- 5 製鉄業、石炭採掘業、石油鉱業、石油精製業（石油備蓄を行う事業を含む。）、合成繊維工業、硫安工業、製塩業又は造船業の設備拡充に関する工事及び測量
- 6 国又は地方公共団体から補助金又はこれに類するものの交付を受けている法人（営利法人を除く。）の発注する工事及び測量
  - 6の2 国の資金協力を受けて外国政府の発注する工事及び測量
- 7 国又は地方公共団体が出資している法人の発注する工事及び測量並びにこれらの法人が耐火建築促進のために貸し付ける資金に係る工事及び測量
- 8 日本労働者住宅協会の発注する工事及び測量
- 9 日本政策投資銀行が出資している者の発注する工事及び測量並びにその融資資金に係る工事及び測量
- 10 沖縄振興開発金融公庫が出資している者の発注する工事及び測量並びにその融資資金（沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第19条第1項第1号の規定に基づくものに限る。）に係る工事及び測量
- 11 健康保険組合若しくはその連合会又は国民健康保険組合若しくはその連合会の発注する工事及び測量
- 12 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）に基づく国家公務員共済組合若しくはその連合会又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく地方公務員共済組合若しくはその連

## 合会の発注する工事及び測量

- 13 森林組合、農業協同組合、漁業協同組合又はこれらの連合会の発注する工事及び測量
- 14 財団法人郵政互助会又は財団法人電気通信共済会の発注する工事及び測量
- 15 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の規定により道路管理者以外の者の行なう道路に関する工事及び測量並びに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定による自動車道に関する工事及び測量
- 16 厚生年金保険積立金又は国民年金積立金の還元融資に係る工事及び測量
- 17 財団法人高速道路交流推進財団の発注する工事及び測量
- 17の2 高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 11 条第 2 号及び第 3 号に規定する施設に関する工事又は測量
- 18 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業に係る工事及び測量
- 19 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく土地区画整理事業に係る工事及び測量
- 20 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に基づく市街地再開発事業に係る工事及び測量
- 21 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項に規定する選定事業者の発注する工事及び測量
  - 6 号削除・7 号一部改正〔昭和 41 年 6 月建設省告示第 2076 号〕
  - 6・7・8 号一部改正〔昭和 44 年 4 月建設省告示第 1415 号〕
  - 16 号追加〔昭和 46 年 12 月建設省告示第 1988 号〕
  - 5・9 号一部改正、10 号から 16 号まで 1 号づつ繰下、10・18・19・20 号追加〔昭和 55 年 12 月建設省告示第 2021 号〕
  - 12 号一部改正〔平成 9 年 3 月建設省告示第 921 号〕
  - 17 号一部改正〔平成 10 年 10 月建設省告示第 1767 号〕
  - 6 号の 2 追加〔平成 10 年 10 月建設省告示第 1850 号〕
  - 9 号一部改正〔平成 12 年 8 月建設省告示第 1779 号〕
  - 21 号追加〔平成 16 年 7 月国土交通省告示第 795 号〕
  - 6 号の 2 一部改正〔平成 18 年 9 月国土交通省告示第 1125 号〕
  - 1・17 号一部改正、17 号の 2 追加〔平成 19 年 10 月国土交通省告示第 1312 号〕

## 東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣が指定する公共工事の特例

〔平成 24 年 2 月 10 日  
国土交通省告示第 158 号〕

東日本大震災からの復旧若しくは復興に係る施設若しくは設備の整備に関する補助金又はこれに類するものの交付を国又は地方公共団体から受けている法人その他の団体又は個人の発注する工事及び測量であって、2 以上の法人その他の団体又は個人が計画的に実施するものその他の公益性が高いものとして国土交通大臣が認めるものについての昭和 39 年建設省告示第 1333 号（公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条の規定に基づき国土交通大臣の指定する公共工事）第 6 号の規定の適用については、同号中「法人（営利法人を除く。）」とあるのは、「法人その他の団体又は個人」とする。